

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第7号
件名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催や終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、それらの目的を実現しやすくするために両条例に基づく「説明会」に関する「手引書」等を整えたりすることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子                      国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、「説明会」の開催について定めてあります。しかし、現在の規定は事業者側が一方的に説明すれば終了するかのようであり、結果として事業者側の一方的な押しつけの場となってしまうかねず、それも一因で建築紛争になる事態を招いています。

また、条例施行規則等で定める「説明すべき事項」は、あまりに大雑把で漠然としたものであり、それを説明すれば条例に基づく説明会は終了ということであるなら、説明会が住民の合意を得るということを目的にしているものではないにしても、あまりに地元区民の「知る権利」を蔑ろにしていると言わざるを得ません。小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を例に取れば、説明会は2回しか行われず、建築紛争が尖鋭化した契機として、事業者側が第3回説明会の開催を告知しておきながら、正当な理由等を丁寧に説明することなく一方的に中止したことが挙げられます。

これは現在の両条例における「説明会」の規定が、事業者側の一方的な説明の押しつけを可能にする内容になっているからであり、本来の「説明会」の趣旨である相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからに他なりません。

「説明会」は形式的に単に行えば済むというものではなく、「文の京」自治基本条例と両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもとで、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来の意味での「説明責任」でもあります。そこで、両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

## 請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分であるにも拘わらず工事を強行して地元区民との信頼関係を壊し、紛争が拗れたり尖鋭化したりするのを防げるようにしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を新たに作成し、その中で①「説明会」の回数制限等はないこと、②「説明会」が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを盛り込んでください。